**添付書類**

**５条申請書関係（個人同士の場合）**

１．許可申請書（正副２部）

２．住民票（**土地登記簿記載の住所と申請書が相違していた場合**）→市民課

３．土地登記簿謄本→法務局

４．戸籍の附票（**土地登記簿記載の住所と申請書が相違していた場合**）→市民課

５．土地改良区意見書

６．隣接農地耕作者の同意書

７．地区長等の同意書

８．抵当権者の同意書（抵当権の設定がある場合）

９．その他権利者の同意書（地役権・仮登記設定者等）

１０．土地公図（地目、所有者を明記）→法務局

１１．用途廃止等に係る同意書・意見書（国有地が存在した場合）

１２．位置図（付近図）※住宅地図可

１３．土地利用配置図（転用計画図）

１４．建物平面図・立面図

１５．排水計画図

１６．資金証明（残高証明、融資証明等）

１７．転用資料

１８．その他、必要と認められる書類

**※　なお、添付書類については、正本は原本、副本には複写したものを添付して下さい。**

**※　また、開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為等、もしくは入居予定戸数が８戸以上の共同住宅（長屋を含む。）の建築物等を建築する行為については、申請の１０日前までに、「滑川市開発指導要綱」に基づく事前協議が必要。**

**→まちづくり課**